

# 児童扶養手当制度の改正について

## 1. 児童扶養手当制度 概要

### <目的>

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童福祉の増進を目的に支給する手当です。

### <受給資格要件>

以下の要件に該当する児童を養育している方（母、父、養育者）が受給できます。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで出産した児童

※本制度における児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20歳未満の児童をいいます。

## 2. 改正内容

### (1) 支給制限の算定方法の変更（所得限度額の緩和） ※平成30年8月より変更

- 「全部支給」の対象となる方の所得制限限度額を引き上げ
- 所得の算定にあたっての控除の適用対象を拡大  
（（特別）寡婦・寡夫控除のみなし適用、土地・建物の売却益への特別控除の適用）

### (2) 児童扶養手当の支払回数を見直し ※平成31年11月より変更

家計の管理をしやすくし、支給日の間で使い切ってしまうことがないようにすることを目的に、現行の年3回の支給から、年6回の支給に支払回数を見直します。

（現行） 年3回（4月、8月、12月）

※1回あたり前月までの4か月分

（改正後） 年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）

※1回あたり前月までの2か月分

※暫定的に、平成31（2019）年11月は3か月分（8,9,10月分）の支払いとなり、平成32（2020）年1月からは、2か月分ずつの支払いとなります。